

議案第6号

守谷市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

守谷市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和63年守谷町条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を削り，第7号を第6号とし，第8号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第8条を削り，第9条を第8条とし，第10条を第9条とし，第11条から第13条までを削り，第14条を第10条とし，第15条から第18条までを4条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は，平成26年4月1日から施行する。

平成26年 3 月 6 日 提 出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
6 号	1

提案理由（議案第6号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、給食の業務に従事する職員に対して支給する特殊勤務手当を廃止するため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

守谷市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正	現 行
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(6) から (11) まで</u> (略)</p> <p>(削除)</p> <p>第8条及び第9条 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(用地交渉業務に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p><u>第10条から第14条まで</u> (略)</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) から (5) まで (略)</p> <p><u>(6) 給食の業務に従事する職員の特殊勤務手当</u></p> <p><u>(7) から (12) まで</u> (略)</p> <p><u>(給食の業務に従事する職員の特殊勤務手当)</u></p> <p>第8条 <u>給食の業務に従事する職員の特殊勤務手当は、給食の業務に直接従事した者に対して支給する。</u></p> <p><u>2 前項に規定する手当の額は、勤務1月につき1,000円とする。</u></p> <p><u>3 前項に規定する手当の額の支給については、管理職手当の支給を受ける者及び給食の業務のうち専ら事務的業務に従事する者を除くものとする。</u></p> <p><u>4 前条第1項に規定する保育の業務の一助として給食の業務に従事した者についても前3項を適用するものとする。</u></p> <p>第9条及び第10条 (略)</p> <p><u>第11条から第13条まで</u> 削除</p> <p>(用地交渉業務に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第14条から第18条まで (略)</p>